

六月二七日(事目)

大會議及散會時刻

午前四時三十分

△出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一番	仲村春平	四番	米須清祐	八番	当山伸太郎
二番	岸本利寛	五番	仲木正重	九番	安次喜盛信
四番	佐々木謙祐	六番	龍城清善	十番	稻嶺盛三
五番	中山勝豊	七番	中里幸助	十一番	若里政行
六番	安里良朝	八番	松本利宣	十二番	柳原正貴
七番	峰間健一郎	九番	山本朝徳		
八番	知花正大	十番	久慈雄		

△欠席議員は次の通りである

三番 伊佐真一

四市町村自治法第十二條の規定に依り會議事件説明のため

出席議員は次の通りである

村長仲村春勝 財政課長当山全喜

助役吳屋莫德 経済課長澤城安一

收入役仲村春松

△會議事件は次の通りである

議案第三号 玉九年度歳入収支追加更正予算(可決)

陳情第一号 邑農待遇改善陳情について(採択)

村長諮詢第一号 村有地(同食糧公社敷地)の管理方法について(撤回)

六、議事日程は次の通りである(書記をして開流せしめた)

日程第一 議案第32号

日程第二 陳情第大号

日程第三 村長諮詢第一号(撤回)

七、會議の顛末

副議長

午前十時三十分開會並言

出席議員二名であります。よつて市町村自治法第253条の規定により議會は取扱ひまざりで、唯今より開會致し候。

一、番 日程変更の動議を提出致します。

スカラップ問題は直に結論を出すと言ふ事は困難であります。又重要なる予算案が残っております。スカラップ問題は継続審議にて予算案を先にしたる動議を提出する。

賛成と唱うちあり。

副議長 唯今より動議は成り立たれります。

休憩を置く(午前10時33分)

再開を置く(午前10時40分)

討論をお願いします。

五、番 スカラップ問題は討論の段階まで行なうので、これをビニヨン等と並べておき、又年度内に予算を成立させる見通しがあるれば賛成であります。(以下略)

副議長 ノ番議員一ハ番議員のお席を報告す。

「林道を改します(午前10時46分)」

副議長	再開を致す(午前二時)
一〇番	皆成致します
一一番	答成致します
一二番	答成致します。當局としては自治法に基づき議案を提出し スミテブ問題は後に回さず早く年度に成立させた。
副議長	でヨリ今より日程変更の動議は裏議案にて御了り方な
副議長	裏議案と唱うリカアリ。
副議長	御裏議案にて日程変更をすみに決定致します。
一三番	議長の身元に關する問題であつて議案の審議が終つたので 議長と交代致します。
議長	では交代致します。
一四番	休憩十五分(午前二時五分)
一五番	再開を致す(午前二時二十分)
八番	光議會で該務常任委員會に付託になりまして已長待遇改善 陳情につき付託された業件は当然審査すべきだと思ひますか 大の年度予算とすれども日数がなく委員會を開催するに当 毛目日数が少ないので、二の業件は本會議で処理をした方がよ 当ではあると想ひますので本會議に附す動議を出します。
副議長	皆成と唱うカケアリ。
九番	唯今より動議は成立致してわります。
一〇番	時間より都合で本會議へ参りず動議に對して全員異議が有 ります。
一一番	議長
一二番	副議長と唱えより成非。

議表

御裏議がヨリ株式会社の金會一致で決定致ります。

日程の報告を致します。

二七日、十九主席並びに平草業、三長等選出者陳情業
二八日、婦人會より陳情業、一般質問、終る。平草業議へと

二九日、平草業議、会期並長主事

三十日、平草業、審議、以上申し上りて日程の報告を致します。

日程第一議案第三七平十九年度追加修正平草業を付議致

ます。(書記モニ朗讀せしめます)

提案者御説明願ります。

追加額三万円政府の方針に依りまして绿化運動がおまして、ニウ方

は政府の恩恵に对于事業を今一つせりとります。

議長

實踐願ります。

一方のニールとカリキナガガモリは終ったことはあります。

各村が力並木が植えられてきました。村とくほどうか、

助助役民有村に対する補助があり、道路につきは從來の並木橋を考へ

ておりますが、宜野湾村の場合、道路でありますので、

政府の方方が車に接濟するところでありました。未だ頗る費用がかかる

今年度は出来ませんでしたが、来年度ロードを行なう。

どう言ふ様に苗木の種類が何本位か

まず本位で、主体は日本公害、木麻養であることを請ひます。

ニキ補金公使府からやが

助役

ヨリ事業完了との分

宜野湾村役所

一一 番	二の政府補助金で、すれに植えられると、質疑が功力の 創議を提出します。
議長	賀議から様子を伺りますので、質疑を打切ります。
一〇 番	三月はすでに事業完了です。並野溝の並木道が一日 も早く立ち並木道に出来ることの希望を賛成します。
議長	地に意見がありりますので、討論を切ります。
九	御異議がござりと認め、原案通り決定致しました。因りますが、 異議なしと唱えます。
議長	御異議がござりますので、議案第37号、主九年度 追加更正予算案を原案通り可決決定致します。
九	日程第3陳情第6号、監査委員会より提出された 本職で更正予算案を原案通り可決決定致します。
九	休憩を致します。(午前正時四十分)
九	再開致します。(午前正時四十五分)
一七 番	採擇を乞ひを御見当願います。それと同時に、 身分關係で採擇問題、三分に分けてあります。どうか、 現在の長の最高額と最高額を説明願えどどうか。
助役	現在最高額(ミセロ四百円)、最高額(四千四百円) の場合最高額(ミセロ四百円)、最高額(四千四百円)になります。
八 番	三長の陳情書にて、文も通りの陳情を受けて貰うべき どうか。

議長	休憩致します(平成十二時五七分)
"	再開致します(平成零時)
一七番	部落のうえで度々額を調べておられたり。
助役	端末(三月)外は全部費してあると思ってます。
一八番	額について各部落別で、あり時分の話では当時の村長より大まかに聞きましたが、その中で、(書記も含め)各部落別に記入してあります。(零時)
議長	書記もかわらんで平成零時位だとおぼえます。
八番	已長の勤務時間などは誰が記入したのかは記憶にござりません。
村長	該当の各課の通知書等、終て部落の色長に持たれていた時は知りません。
八番	普通の事務員がやる場合、一日どれ位かかるかは分かりません。
村長	各郷に班長が居て手数がかかるなどと二ヵ月が取れ、色長・書記のやうな者には漸くあります。幹事会は知らねえ。
議長	部落では村長以上に忙くて頗ると思え、又精神的な苦勞が大きい。
休憩致します(平成零時四十分)	休憩致します(平成零時三十五分)
一七番	身分の問題、主な済では出来ない俸給の問題陳情書を提出しました。
一七番	条例を改めて受け取る前は出来ない俸給については後で計算する。
助役	議長時にや否が良いと水での業は不採擇だったりの問題です。
議長	休憩致します(平成零時五十分)
八番	再開致します(平成零時五八分)

議長

では御裏議が古の様子であります。本會一致下採決決定
致します。

唯全一時三十分でありますので、午前四日程は二以下終ることに
致ります。午後は三時より再開致します。

休憩を致します。(午後三時三十分)

再開致します。(午後三時三十分)

議長

七番議員より青年會の問題で委員會が行廻りとさう

お手をすが、委員會の決定で、本會議で議決となりたまう

や、シカモーを確認してからいたる結果を報告する。云々と四

休憩を致します(午後三時四十分)

再開致します(午後四時四十分)

唯全四時三分であります。時間が長くても大した続

ク光口提案三水市村長諮詢第一号、村有地(旧食糧会社敷地跡)の管

理方法案件に付し利弊を算り諮詢案件撤回承諾願ひがあり

ます。且様取扱を良いでせうが、お詫び致します。

理由としては総合的に立派本會期は短いので、撤回して各自の

研究を願ひたまう。

要議なこと唱げりあります。

では御裏議が古の様子であります。下全會一致下諮詢第一号

社有地(旧食糧會社敷地跡)の管理方法案件を撤回承

諾決定致します。

議
事

議事は大変に期間を拘りござりません。明日は日曜日で
はあります。議會を開會するに致しまる。本日は日程にて
最終了致します。各自研究を願ります。

明日は午後二時より開會致ります。休會ます。

(午後四時三十分) (終)

議事は大変に期間を拘りござりません。明日は日曜日で はあります。議會を開會するに致しまる。本日は日程にて 最終了致します。各自研究を願ります。	明日は午後二時より開會致ります。休會ます。	(午後四時三十分) (終)
---	-----------------------	---------------